

● 市たばこ税 ●

市たばこ税は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者及び卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」に対してかかる税です。

納める人（納税義務者）

日本たばこ産業株式会社（製造者）
特定販売業者（輸入業者）
卸売販売業者

税額

売り渡し本数	×	税率（1,000本につき 6,552円）	=	税額
--------	---	----------------------	---	----

申告と納税

毎月 1 日から末日までの間に売り渡したたばこに対して、算出した税額を翌月末日までに佐倉市に申告・納付します。

● 鉱産税 ●

鉱産税は、鉱物の掘採の事業に対し、その鉱物の価格に対してかかる税です。

納める人（納税義務者）

鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

税額

鉱物の価格の 1%（ただし、鉱物の価格の合計額が 200 万円以下の場合は 0.7%）

申告と納税

毎月 1 日から末日までの間において掘採した鉱物の数量、税額その他必要な事項を記載した申告書を掘採した月の翌月 15 日から末日までに佐倉市に申告・納付します。